

小松市週休2日工事 実施要領

1. 主 旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日（4週8休相当）に取り組む、「小松市週休2日工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 対象工事

対象工事は、次のとおり発注するものとし、特記仕様書において対象工事を明記する。

（1）週休2日工事

原則全ての工事を対象とし、発注者指定型とする。

（2）週休2日工事（交替制）

維持管理工事など緊急性が高く、休日に作業が必要な工事、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とし、発注者指定型とする。

3. 対象外工事

- ・応急復旧工事など緊急を要する工事
- ・その他、週休2日工事に適さないと判断される工事（実作業期間が7日未満など）

4. 取組内容

4-1-1 工期設定（週休2日工事）

原則として（1）により設定することとするが、これによりがたい場合は（2）によることができるものとする。

（1）標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）

全体工期		
準備 工種毎設定 ※30～90日	工事期間 [施工量／標準日当り施工量] × 1.9	後片付け 20日
準備日数	後片付日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

（2）過去の実績等による設定

過去の実績等による工事日数を参考に週休2日を考慮した工期を設定することとする。

4-1-2 工期設定（週休2日工事（交替制））

工事の特殊性や出水期及び、過去の実績等を考慮して工事日数を参考に工期を設定することとする。

4-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置することとする。

4-3-1 工程管理（週休2日工事）

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に週休2日の計画工程を工事工程表（様式1）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表（様式1）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表（様式1）に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

4-3-2 工程管理（週休2日工事（交替制））

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式2）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式2）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式2）を作成し、監督員に提出することとする。

5. 週休2日の定義

5-1 週休2日工事

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保することとする。

4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（1）対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

- ・工事の全面中止期間等
- ・その他
- (2) 工事着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日
- (3) 工事完了日
工事施工範囲内ですべての作業が完了した日
- (4) 現場閉所
 - ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
 - ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

5-2 週休2日工事（交替制）

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。

4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他
- (2) 工事着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日
- (3) 工事完了日
工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

6. 週休2日の確認方法

6-1 週休2日工事

発注者は、4-3-1の工事工程表（様式1）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6-2 週休2日工事（交替制）

発注者は、4-3-2の休日取得〔実績〕表（様式2）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）

- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

7. 費用

7-1 週休2日工事

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事）を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は上記補正分を減額する。

7-2 週休2日工事（交替制）

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事（交替制））を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事完了時に週休2日の確保の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は上記補正分を減額する。

8. 評 定

週休2日の確保が確認できた場合は、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、加点を行う。

週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令遵守等（第二次評定）における「その他」において、点数を減ずる措置を行うものとする。

9. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

◆工事看板参考図

ご迷惑をおかけします

○○○○○○を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯 0:00~0:00

○○○○○工事

この工事は、週休2日工事です




発注者 小松市○○○○○課
電話番号 0000-00-0000

施工者 ○○○○建設株式会社
電話番号 0000-00-0000

(小松市イメージキャラクター カブッキー及びロゴは使用例です)

○○○○○工事

事業主体	小	松	市	
監修	小松市	○○部	○○課	
設計監理	建築・設備	○○○○○○		
施工	建築	○○株式会社		
	電気	○○株式会社		
	機械	○○株式会社		

この工事は、週休2日工事です

- ・工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。